

●香川県教育委員会告示第4号

平成19年香川県教育委員会告示第7号（教育委員会の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
左 欄	右 欄	左 欄	右 欄
略		略	
香川県立ミュージアム館長	1 略 2 <u>ミュージアム規則第3条第4項</u> に規定する開館時間の変更 3 <u>ミュージアム規則第4条第4項</u> に規定する休館日の変更及び設定 4～9 略 10 <u>ミュージアム規則に定めるもののほか、香川県立ミュージアムの管理運営に必要な事項を定めること（政策部長の項に定めるものを除く。）</u> 。 11 <u>香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）に規定する香川県立ミュージアム特別展示室及び香川県立ミュージアム香川県文化会館県民ギャラリーの観覧料を定めること。</u>	香川県立ミュージアム館長	1 略 2 <u>ミュージアム規則第3条第3項</u> に規定する開館時間の変更 3 <u>ミュージアム規則第4条第3項</u> に規定する休館日の変更及び設定 4～9 略 10 <u>ミュージアム規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に必要な事項を定めること（政策部長の項に定めるものを除く。）</u> 。 11 <u>香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）に規定する香川県立ミュージアム特別展示室観覧料を定めること。</u>